証券コード9757

第46回 定時株主総会招集ご通知

株式会社 船井総研ホールディングス



開催日時 平成28年3月26日(土曜日) 午前10時

開催場所 ホテルグランヴィア大阪 20F 名庭(なにわ)の間

Funai Soken Holdings

人・企業・社会の未来を創る

Funai Soken Holdings

グループ理念

人・企業・社会の未来を創る

私たちは、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、
より良い未来を提案し、その実現を全力で支援していきます。

グループビジョン

仕事を通じて、人と企業を幸せにする
常に社会に必要とされるグループ経営をめざす

私たちのめざすグループ経営とは、関係する人・企業を幸せにすることだと考えております。
幸せを願う人や企業にとって必要なグループになることが、
結果、常に社会に必要とされる存在になると考えております。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第46回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念に基づき、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力でサポートしてまいります。

今後も、当社グループの企業価値向上を目指し、皆様のご期待にお応えできますように、役職員一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月



株式会社船井総研ホールディングス
代表取締役社長　グループＣＥＯ



目　次

◆ 第46回定時株主総会招集ご通知 …… 3

◆ 株主総会参考書類 …… 7

第1号議案　剰余金処分の件 …… 7
第2号議案　定款一部変更の件 …… 8
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 … 14
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件 …… 18
第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 …… 21
第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 … 23
第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 …… 23

第46回定時株主総会招集ご通知添付書類

◆ 事業報告 …… 24
◆ 連結計算書類 …… 46
◆ 計算書類 …… 49
◆ 監査報告書 …… 53
◆ 株主メモ …… 58

（注）本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などは、ご参考情報であります。

株 主 の 皆 様 へ

証券コード　9757
平成28年3月4日

大阪市中央区北浜4丁目4番10号
株式会社 船井総研ホールディングス
代表取締役社長グループCEO　高嶋 栄

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

当日ご出席願えない場合



郵送（議決権行使書）による議決権行使

後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成28年3月25日（金曜日）午後5時45分までに到着**するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

詳細は5頁から6頁までの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧ください。

議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、**平成28年3月25日（金曜日）午後5時45分までに賛否をご入力**ください。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

敬　具

記

1. 日　　時

平成28年3月26日(土曜日)午前10時

2. 場　　所

大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪20F　名庭(なにわ)の間（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項　1.　第46期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
2.　会計監査人及び監査役会の第46期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　**第1号議案　剰余金処分の件**
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://hd.funaisoken.co.jp/）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。
①連結計算書類の連結注記表　　②計算書類の個別注記表
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

ご案内

●当日ご出席の際は、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://hd.funaisoken.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）。

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

パソコンまたはスマートフォン



議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意
インターネット接続にファイヤーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使



iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

議決権行使サイトへアクセス

議決権行使サイト

http://www.evote.jp/



1「次の画面へ」をクリック

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【ご注意事項】

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、株主総会前営業日の**平成28年3月25日（金曜日）午後5時45分まで**受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　**0120−173−027**（通話料無料）

（受付時間　午前9時から午後9時まで）

ログインする

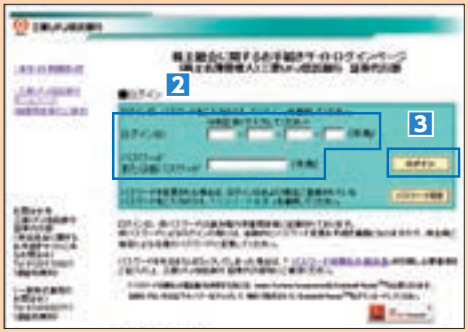

2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

メニューから議決権行使を選択

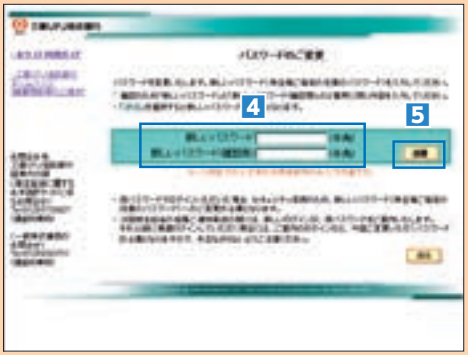

4 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会
参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、業績を考慮した剰余金配当を実施することを基本方針としております。この方針に従い、期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその金額	当社普通株式　1株につき21円 配当総額　593,307,666円

これにより中間配当金（1株につき15円）と合わせまして年間配当金は1株につき36円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年3月28日（月曜日）

1株当たり年間配当金

36円（前年同期比4円増）

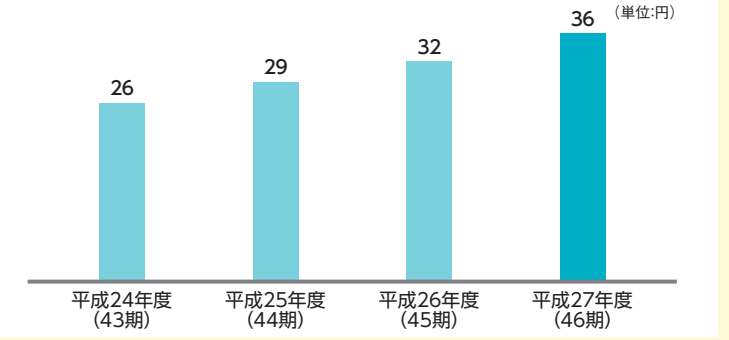

（注）当社は平成28年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を実施いたしました。上記配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準としております。

第2号議案　定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実、経営の公正性・効率性の向上のため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、必要な変更を行うものであります。

併せて、同改正会社法第427条によって、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大すべく、所要の変更を行うものであります。

当該変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
(機　関) 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機　関) 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削　除) (3)会計監査人
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
(員　数) 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	(員　数) 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(新　　設)	

現　行　定　款	変　更　案
（選任方法） 第20条　　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第20条　　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. ～ 3.　（条文省略）	2. ～ 3.　（現行どおり）
（新　　設）	4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新　　設）	5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（任　期） 第21条　　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第21条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（重要な業務執行の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第26条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第27条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第28条　　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会	（削　　除）
（員　数） 第29条　当会社の監査役は、5名以内とする。	（削　　除）
（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	（削　　除）
（任　期） 第31条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	（監査等委員会規程） 第32条　　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第37条～第39条　　（条文省略）	第33条～第35条　　（現行どおり）
（新　　設）	附　　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　　当会社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　　設）	第２条　　第46回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 1

再任

たかしま　さかえ
高嶋　栄
（昭和32年５月29日生）

所有する当社の株式の数
214,621株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年４月　当社入社
平成10年３月　当社取締役大阪経営指導本部長
平成16年３月　当社取締役専務執行役員経営支援統括本部本部長
平成20年３月　当社代表取締役副社長副社長執行役員ライン統括本部長
平成22年３月　当社代表取締役社長社長執行役員ＣＯＯ
平成26年７月　当社代表取締役社長グループＣＥＯ（現任）
㈱船井総合研究所代表取締役社長社長執行役員（現任）



候補者番号 **2**

再任

大野（おおの） 潔（きよし）

(昭和29年12月５日生)

所有する当社の株式の数
126,786株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年４月　当社入社
平成12年３月　当社取締役東京第二経営支援本部長
平成25年３月　当社取締役専務執行役員スタッフ統括本部長
平成27年１月　当社取締役専務執行役員コーポレート・コミュニケーション室室長
平成28年１月　当社取締役専務執行役員経営統括本部本部長(現任)



候補者番号 **3**

再任

五十棲（いそずみ） 剛史（たけし）

(昭和38年11月23日生)

所有する当社の株式の数
107,800株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成６年５月　当社入社
平成19年３月　当社取締役執行役員経営支援本部副本部長兼戦略コンサルティング部長
平成22年３月　当社取締役常務執行役員ライン統括本部長兼第四経営支援部長
平成26年１月　当社取締役常務執行役員事業開発本部本部長
平成28年１月　当社取締役常務執行役員事業開発室室長(現任)



候補者番号 **4**

再任

おの　たつろう
小野　達郎

(昭和38年５月８日生)

所有する当社の株式の数
70,300 株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年４月　当社入社
平成19年３月　当社取締役執行役員第一経営支援部長
平成22年３月　当社取締役常務執行役員ライン統括副本部長兼第二経営支援部長
平成26年１月　当社取締役常務執行役員人財開発本部本部長(現任)



候補者番号 **5**

再任

おくむら　たかひさ
奥村　隆久

(昭和34年７月13日生)

所有する当社の株式の数
29,050 株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成９年７月　当社入社
平成25年３月　当社取締役執行役員スタッフ統括副本部長兼財務部長兼内部統制室長(財務担当役員)
平成26年７月　当社取締役執行役員経営管理本部本部長兼内部統制室室長
平成27年３月　㈱船井総合研究所監査役(現任)
平成28年１月　当社取締役執行役員経営管理本部本部長(現任)



候補者番号 **6**

新任

いさがわ　のぶゆき
砂川　伸幸

(昭和41年12月８日生)

社外取締役候補者

所有する当社の株式の数

― 株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年４月　新日本証券㈱(現みずほ証券㈱)入社
平成10年４月　神戸大学経営学部助教授
平成19年４月　神戸大学大学院経営学研究科教授(現任)
平成23年１月　㈱ＴＡＳＡＫＩ社外取締役
平成26年６月　㈱神戸ポートピアホテル社外監査役(現任)

『社外取締役候補者とした理由』
　砂川伸幸氏は、大学教授としての高度な専門知識と高い見識を有し、当社の経営に対して提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、砂川伸幸氏は、平成28年３月末に神戸大学教授を退任し、平成28年４月に京都大学教授に就任予定です。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 砂川伸幸氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、本議案が承認された場合は独立役員となる予定であります。
3. 砂川伸幸氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、経営学の専門家であり、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものとして社外取締役候補者といたしました。
4. 当社は、砂川伸幸氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成28年１月１日付で実施した株式分割前の当期末時点における株式数で記載しております。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 1

新任

ひゃくむら　まさひろ
百村　正宏
(昭和40年２月27日生)

所有する当社の株式の数
700株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年10月	当社入社
平成９年１月	当社管理本部経営管理グループリーダー
平成15年３月	船井キャピタル㈱代表取締役
平成23年３月	当社監査役（現任）
平成26年７月	㈱船井総合研究所　監査役（現任）



候補者番号 **2**

新任

なかお　あつし
中尾　篤史

(昭和44年12月21日生)

社外取締役候補者

所有する当社の株式の数

— 株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成３年10月　太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所
平成７年７月　本郷会計事務所(現辻・本郷税理士法人)入所
平成12年11月　中央シーエスアカウンティング㈱(現ＣＳアカウンティング㈱)取締役
平成17年12月　同社専務取締役(現任)
平成25年３月　当社監査役(現任)

『監査等委員である社外取締役候補者とした理由』
　中尾篤史氏は、公認会計士、税理士及び会社経営者としての専門的見地から、当社の経営に対して提言いただくため、選任をお願いするものであります。



候補者番号 3

新任

こばやし　あきひろ
小林　章博

(昭和45年12月19日生)

社外取締役候補者

所有する当社の株式の数

— 株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年４月　弁護士登録(大阪弁護士会)
　　中央総合法律事務所入所
平成21年11月　弁護士法人中央総合法律事務所　京都事務所　代表(現任)
平成22年４月　京都大学法科大学院非常勤講師(現任)
平成25年３月　当社監査役(現任)

『監査等委員である社外取締役候補者とした理由』

小林章博氏は、弁護士及び法律事務所代表者としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言いただくため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中尾篤史氏及び小林章博氏は社外取締役候補者であります。
なお、両氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は本定時株主総会の終結の時をもって３年となります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、中尾篤史氏及び小林章博氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成28年１月１日付で実施した株式分割前の当期末時点における株式数で記載しております。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



ひらやま　こういちろう
平山　浩一郎

(昭和48年11月20日生)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者

所有する当社の株式の数

― 株

●略歴及び重要な兼職の状況

平成８年４月　㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行）入行
平成19年９月　弁護士会登録（大阪弁護士会）
　　弁護士法人中央総合法律事務所入所
平成27年１月　弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー就任（現任）

『補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由』
平山浩一郎氏は、弁護士としての高い知見と豊富な経験を当社の経営体制の強化に活かしていただきたいためであります。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平山浩一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

ご参考

取締役候補者の選任にあたっての当社の考え方

1.取締役候補者の選任

当社は、半数以上を社外役員で構成された指名委員会を設置しており、当委員会において取締役候補者について審議し、取締役会がその結果の提言を受けて取締役候補者を決定しております。

取締役に求められる役割、期待は、グループ事業会社を含めた執行の監督を行うのに必要な事業活動に対する深い見識に加え、グループ全体をグループの事業戦略、財務面、コンプライアンス、ガバナンスの視点から俯瞰し、業務執行・監督を行うことと定めており、指名委員会において、年齢、性別及び国籍等に関わらず、取締役としての株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を取締役候補者として選定する方針であります。

なお、指名委員会委員4名のうち2名が社外役員であります。

2.社外取締役の独立性

当社は、社外取締役を選任するにあたっては、経験に裏付けされた高次の視点から当社グループの経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社グループとの人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性のある者を、指名委員会において、社外取締役候補者に指名しております。

第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年3月25日開催の第36回定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。）としてご承認いただき、また、当該枠内で、平成24年3月24日開催の定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額20,000千円以内で付与することにつきご承認をいただいております。

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を見直し、検討いたしましたが、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、同額の400,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）、また、この報酬額の枠内において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額20,000千円以内で付与することを改めて定めさせていただきたいと存じます。ただし、この報酬等の額には従来どおり、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まないものといたします。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

以　上

1:当社グループの現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済再生に向けた各種政策の効果により企業収益が改善されるなど緩やかに持直しつつありましたが、一方で中国経済をはじめとした海外景気の下振れを中心に予断を許さない状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは主力事業である経営コンサルティング事業及びロジスティクス事業の売上高が好調に推移し、連結経営成績は過去最高の売上高及び利益を達成することができました。

■（ご参考）当社グループの事業の系統図：平成27年12月31日現在

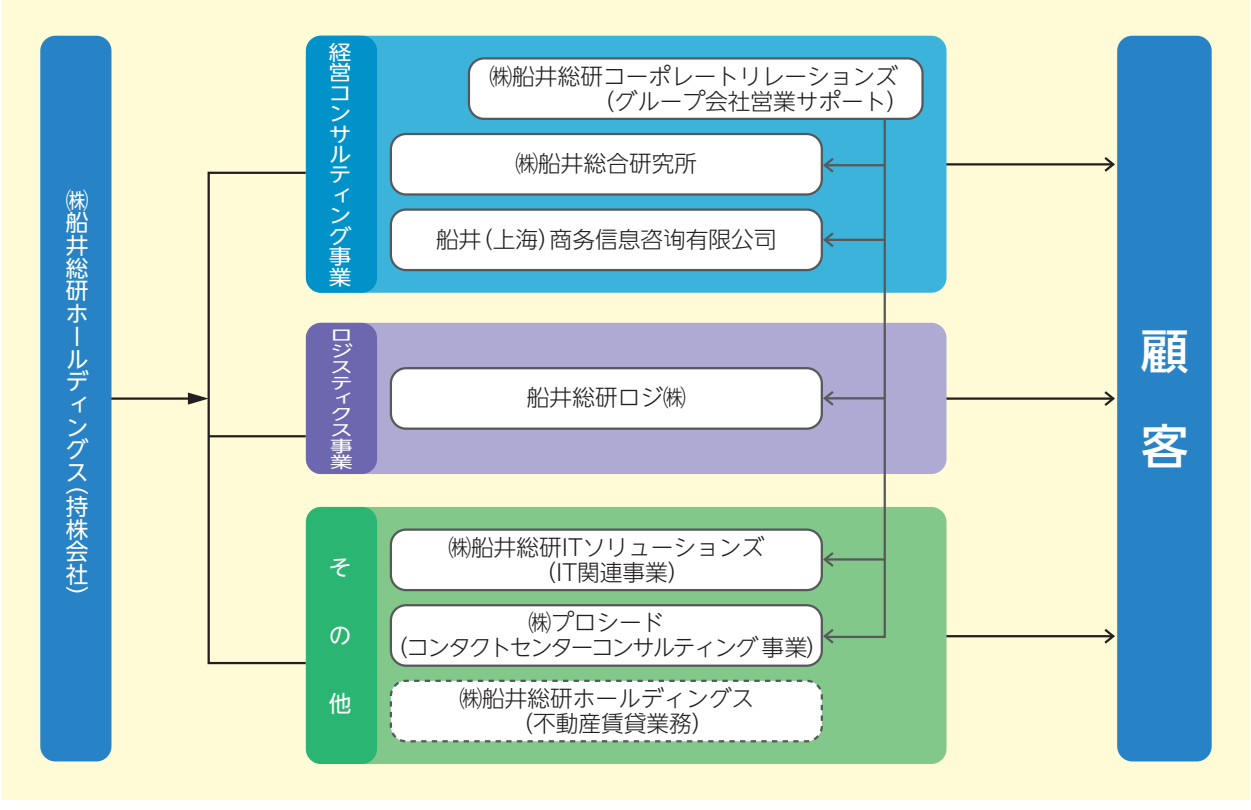

売上高は、主力事業の経営コンサルティング事業におきまして、当社グループ最大の特徴ともいえる月次支援型コンサルティング業務の契約継続率が向上し、また、業種・テーマ別経営研究会の会員数が順調に増加いたしました。これらの結果、売上高は前連結会計年度に比べて17.9%増の14,717百万円となりました。

売上原価は9,625百万円、販売費及び一般管理費が1,595百万円となったものの、上記の売上高増加に伴い、営業利益は前連結会計年度に比べて16.9%増の3,497百万円となりました。

還付消費税等を141百万円計上したことにより、営業外損益が194百万円となり、経常利益は前連結会計年度と比べて21.9%増の3,691百万円となりました。

法人税等において、復興特別法人税の課税期間終了と過年度減損損失の税務上認容により、法人税等合計が1,190百万円(前連結会計年度は1,214百万円)にとどまり、当期純利益は前連結会計年度と比べて37.3%増の2,426百万円となりました。

売上高	14,717百万円	(前連結会計年度比 17.9%増)
営業利益	3,497百万円	(前連結会計年度比 16.9%増)
経常利益	3,691百万円	(前連結会計年度比 21.9%増)
当期純利益	2,426百万円	(前連結会計年度比 37.3%増)

経営コンサルティング事業

売上高　12,593百万円　前連結会計年度比 15.9%増

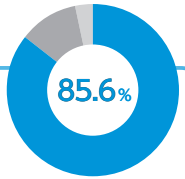

経営コンサルティング事業におきましては、前連結会計年度より大きく実績を伸ばし過去最高の売上高を達成いたしました。とりわけ当事業の主力部門である住宅・不動産業界向けコンサルティング部門において、引続き順調に売上高を伸ばしました。また、次の成長分野と位置付け、前連結会計年度から注力しております医療・介護業界向けコンサルティング部門においても売上高を大きく伸ばし、当事業の売上高増加に寄与いたしました。その他、すべてのコンサルティング部門においても好調を維持いたしました。

業務区分別の売上高につきましては、当事業の売上高の70%以上を占める月次支援型コンサルティング業務において前連結会計年度比10%を超える成長を維持いたしました。また、国内でも最大規模の展開を行っている業種・テーマ別研究会の会費収入においては、住宅・不動産業界向け、士業業界向け及び医療・介護業界向けの経営研究会をはじめとして、経営研究会会員企業数が前連結会計年度と比較して大幅に増加したため、安定した顧客基盤の維持、拡大につながり、収益力確保に貢献いたしました。さらに、経営相談窓口を通じての受注についても積極的に現場の情報や顧客のニーズを収集することで売上高の増加に大きく貢献いたしました。

その結果、当事業の売上高は12,593百万円（前連結会計年度比15.9%増）、営業利益は3,335百万円（同2.8%減）となりました。なお、減益の要因は、平成26年7月1日の持株会社体制への移行に伴い、主に当社に対する業務委託手数料、経営指導料及び不動産賃借料を計上したことで同事業の営業利益が593百万円減少する組織再編時の計上方法の変更によるものであり、実質的には大幅な増益となります。

■（ご参考）部門別実績推移グラフ

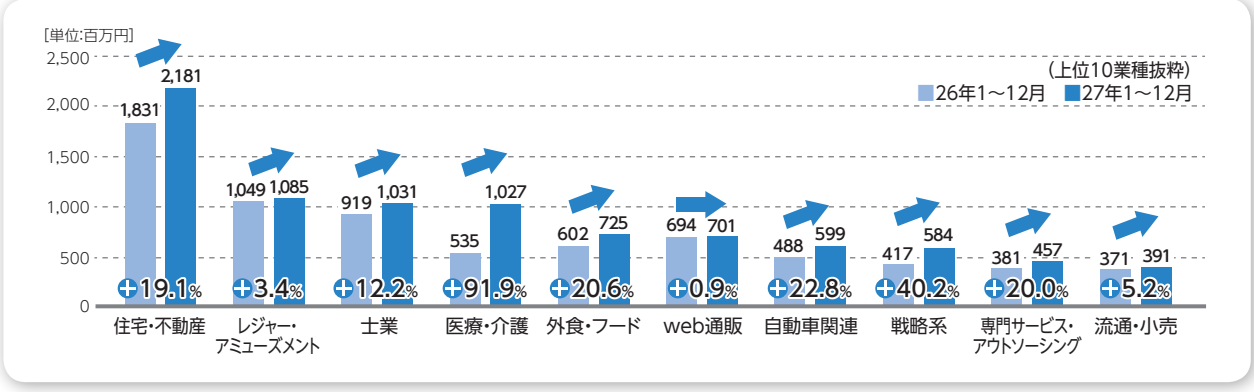

（注）上記数値は、部門別粗々利実績をもとに算出した数値です。（粗々利:売上高から人件費以外の直接原価を控除した金額）

ロジスティクス事業

売上高　1,664百万円　前連結会計年度比 17.3%増

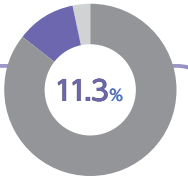

ロジスティクス事業におきましては、主力業務である物流オペレーション業務における既存顧客の契約継続率が100%を維持しており、顧客の積極的な営業活動に後押しされ、計画以上の受注高となりました。また、物流コンサルティング業務は、既存顧客の継続案件だけでなく新規顧客の獲得による受注件数も増加したため、売上高増加に大きく寄与いたしました。これは従来より課題としておりました人材不足を解消し、計画通りの人材の採用が行えたことで、より多種多様な案件に着手したことによるものであります。

その結果、売上高は1,664百万円(前連結会計年度比17.3%増)、営業利益は78百万円(同134.6%増)となりました。

そ　の　他

売上高　459百万円　前連結会計年度比 124.8%増

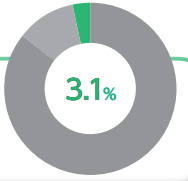

その他の事業のIT関連事業におきましては、ITアウトソーシング業務は、前連結会計年度と比較して人材増加により売上高は増加いたしましたが、ITコンサルティング業務は、当初計画していた売上高を達成することができませんでした。また、第1四半期連結会計期間より、新たに連結子会社といたしましたコンタクトセンターコンサルティング事業を営む株式会社プロシードの業績が第2四半期連結会計期間よりその他の事業に加わった結果、売上高は459百万円(前連結会計年度比124.8%増)となり、営業利益は当社のグループ会社に対する不動産賃貸収入による利益を加え155百万円(同65.8%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして、社内情報ネットワーク関連及び基幹システム構築に対する設備投資を行い、その総額は274百万円であります。

(3) 資金調達の状況

平成27年3月31日に第15回無担保社債500百万円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、政府による経済再生に向けた各種政策の効果により企業収益が改善されるなど緩やかに持直しつつあるものの、中国経済をはじめとした海外景気の下振れを中心に予断を許さない状況下にあります。

各企業は、この局面を乗り切るため、経営資源をより効率的に活用する必要があり、そのために的確な投資判断や経営判断が求められます。このような状況は、経営コンサルティング事業を主力事業とする当社グループにとってはビジネスチャンスであるととらえております。当社のグループビジョンである「仕事を通じて、人と企業を幸せにする　常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」を基に、常に顧客に寄り添い、顧客とともに進化し、広く社会に貢献できるよう努めてまいります。

1 既存顧客との関係性の強化

当社グループは顧客の視点に立ち、顧客の成長をリードできる企業でありたいと考えております。その実現に向けてコンサルティングサービスの一環として従前より取り組んでまいりました、株式会社船井総研コーポレートリレーションズ内に設置しているコミュニケーションセンターを充実させ、よりスピーディーかつ顧客の視点に立った対応を目指します。また業種・テーマに特化したコンサルティングサービスを充実させることによって潜在的な顧客を顕在化し、最適なコンサルティング業務を推進いたします。

2 コンサルティングメニューの充実と品質の強化

組織体制においては、定期訪問による月次支援型及び顧客常駐型のコンサルティング支援といったコンサルティングスタイルを軸に、今までの船井流であるノウハウや技術を磨き、より広く世界に目を向け時代をリードするコンサルティンググループへと成長すべく、コンサルティングサービスの周辺事業を補完及び強化することにより、サービスの質の向上及び領域の拡大を目指していく必要があります。当社グループ拡大に向けて平成27年2月には新たな連結子会社が1社増え、6社を率いる企業グループとなりました。また平成27年3月には、みらいコンサルティング株式会社との業務提携を行いました。これにより、昨今当社グループに対し顧客より寄せられている財務・税務戦略、企業再生、事業承継等の多様なニーズに沿った最適なコンサルティングサービスを提供できる体制が整いました。

3 海外市場への展開

海外市場への展開については、当社グループは進出先としてアジア市場に対象を絞っております。既に国内企業の海外進出をサポートするコンサルティング業務をおこなってまいりましたが、海外においても適切なコンサルティングサービスを拡充するために、現地での営業展開や人材採用のほか、顧客同士の学びの場としての研究会を提案し、業界全体の向上を目指しております。国内売上比率が圧倒的に高い状況が続いておりますが、今後は大きく事業拡大が期待できる市場であると考えております。

4 優秀な人材の採用・育成の強化、定着化

当社グループの中核である経営コンサルティング事業の業績を向上させるためには、各個人のコンサルティング力の向上が不可欠であり、優秀な人材の確保が必要であります。この点に関しては、当社グループの知名度の向上に伴い、新卒採用者・中途採用者ともに、潜在能力の高い人材を多く獲得できるようになりました。国内の枠にとらわれずに新卒採用活動を実施しており、より質の高い人材の獲得に注力しております。

さらに、優秀な人材が定着することで、顧客との関係性が継続的に強化され、契約継続率が向上し、業績の安定化につながります。こうしたことから、採用した能力の高い社員を優秀なコンサルタントに育成し、その優秀なコンサルタントを定着させることが、当社グループの重要な課題と考えております。また、女性の活躍推進の一環といたしましては、育児等と就業の両立支援の制度を導入し、女性の活躍機会の向上に積極的に取組んでまいります。今後も、コンサルタントがより長く、より働きやすくなる環境づくりを促進してまいります。

5 企業の社会的責任(CSR)に基づく経営

当社グループの健全な成長を確保し、企業価値の向上を図るために、企業の社会的責任(CSR)に立脚した経営が不可欠と認識しております。当社グループといたしましては、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、総合的な経営コンサルティング業務を通じて、当社グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援することを基本理念としております。この基本理念に基づき、社会の発展に結実する経営を目指してまいります。

6 内部統制、コーポレート・ガバナンスの向上

経営の透明性、効率性を確保し、企業価値の向上を図るためにコーポレート・ガバナンスの向上が不可欠と認識しており、その基盤として内部統制機能の確立は極めて重要な課題であると考えております。そこで、内部統制報告制度に対応し、経営の透明性と健全性の確保を目的とした内部統制ルールを導入し、運用しております。これにより、当社グループにおける戦略及び事業目的の推進を組織として機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

なお、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5)当社グループ及び当社の財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期	平成26年度 第45期	平成27年度 第46期(当連結会計年度)
売上高（千円）	9,038,993	10,065,273	12,485,057	14,717,741
営業利益（千円）	2,255,112	2,625,524	2,992,674	3,497,010
経常利益（千円）	2,214,041	2,692,831	3,028,649	3,691,290
当期純利益（千円）	1,325,882	1,984,546	1,766,777	2,426,440
１株当たり当期純利益（円）	39.27	58.70	52.15	71.75
総資産（千円）	17,347,929	18,602,354	20,437,161	22,260,059
純資産（千円）	14,456,838	15,912,775	16,653,794	18,217,095
自己資本比率（％）	83.2	85.3	81.1	81.3

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期	平成26年度 第45期	平成27年度 第46期（当期）
売上高及び営業収益（千円）	8,872,452	9,864,880	5,929,526	2,003,508
営業利益（千円）	2,259,906	2,638,813	1,703,567	522,841
経常利益（千円）	2,233,131	2,711,645	1,737,795	551,258
当期純利益（千円）	1,318,905	1,971,025	998,827	522,155
１株当たり当期純利益（円）	39.07	58.30	29.48	15.44
総資産（千円）	17,304,629	18,565,595	18,300,461	17,139,808
純資産（千円）	14,455,648	15,888,177	15,984,766	15,578,963
自己資本比率（％）	83.4	85.3	86.9	90.3

（注）1. 当社は、平成26年７月１日付で持株会社体制へ移行いたしました。このため、第45期以降は第44期以前と比較して変動しております。
2. 平成27年11月５日開催の取締役会の決議により、平成28年１月１日付で株式１株につき1.2株の割合をもって株式分割を実施したため、第43期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

■(ご参考)連結業績推移グラフ

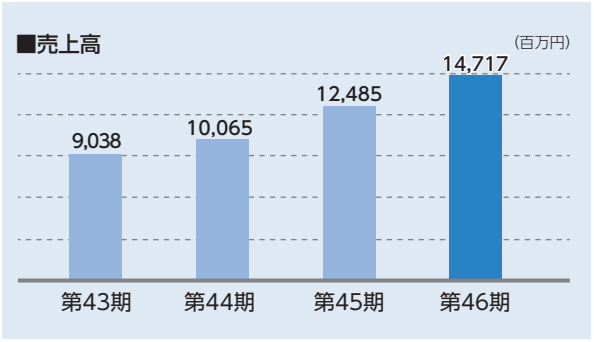

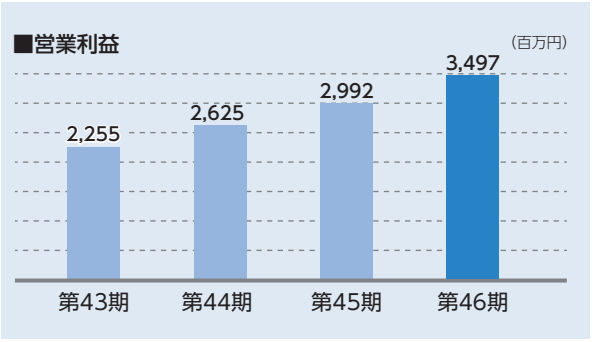

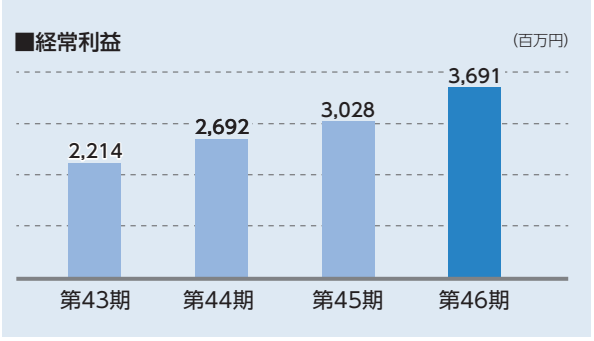

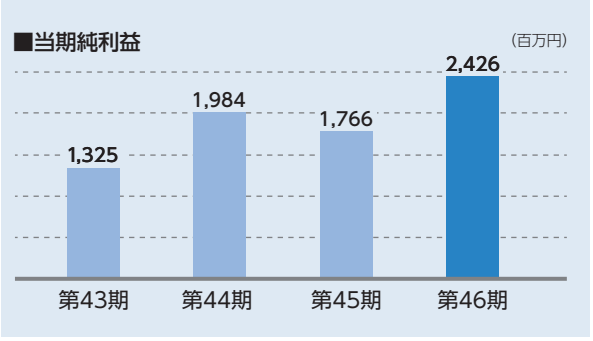

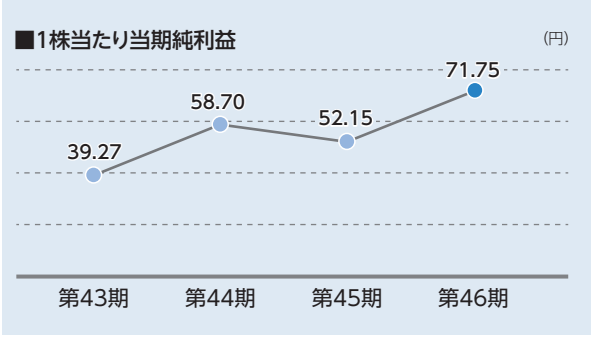

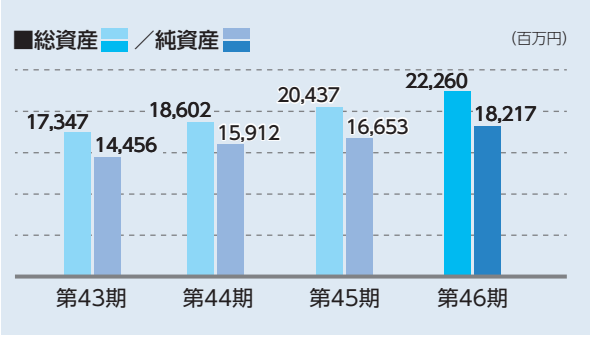

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(出資金)	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社船井総合研究所	3,000,000 千円	100.0 %	経営コンサルティング事業
船井総研ロジ株式会社	98,000	100.0	ロジスティクス事業
株式会社船井総研コーポレートリレーションズ	50,000	100.0	営業サポート業務
株式会社船井総研ＩＴソリューションズ	60,000	100.0	ＩＴ関連事業
株式会社プロシード	100,000	100.0	コンタクトセンターコンサルティング事業
船井（上海）商务信息咨询有限公司	30,000	100.0	経営コンサルティング事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記に記載している６社であります。
2. 当連結会計年度において、株式会社プロシードの全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。
3. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名　称	住　所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社船井総合研究所	大阪市中央区北浜４丁目４番１０号	5,718百万円	17,139百万円

(7) 主要な事業内容

①経営コンサルティング事業
②ロジスティクス事業
③その他

(8) 主要な拠点等

	名　称		所在地
当　社	株式会社船井総研ホールディングス	大阪本社	大阪市中央区
		東京本社	東京都千代田区
子会社	株式会社船井総合研究所	大阪本社	大阪市中央区
		東京本社	東京都千代田区
	船井総研ロジ株式会社		大阪市中央区
	株式会社船井総研コーポレートリレーションズ		大阪市中央区
	株式会社船井総研ＩＴソリューションズ		東京都品川区
	株式会社プロシード		東京都千代田区
	船井(上海)商务信息咨询有限公司		中国上海市

(9)従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

種類	従業員数
経営コンサルティング事業	666名
ロジスティクス事業	22
その他	30
全社(共通)	65
合計	783

(注) 従業員数には、パートタイマー(39名)は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
65名	8名増	37.8歳	7.6年

(10)主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	100 百万円

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2:会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数…130,000,000株

(2)発行済株式の総数… 28,252,746株
(自己株式1,747,731株を除く)

(3)株主数 ……12,668名

(4)単元株式数…… 100株

■(ご参考)所有者別株式分布状況(株式数比率)

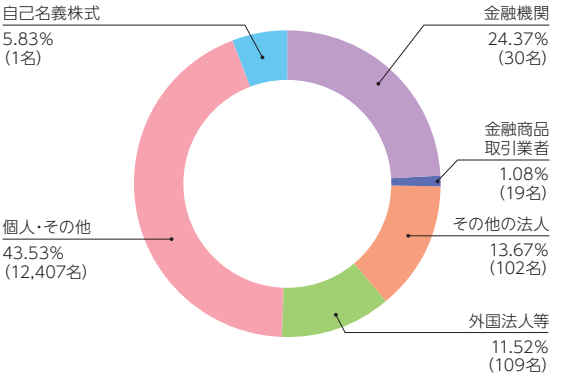

(5)大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社船井本社	3,157 千株	11.18 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,637	5.79
株式会社三井住友銀行	1,084	3.84
船井和子	892	3.16
日本生命保険相互会社	590	2.09
船井勝仁	587	2.08
船井総研グループ従業員持株会	567	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	526	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	507	1.80
本告正	505	1.79

(注) 1. 持株比率は自己株式(1,747千株)を控除して計算しております。
2. 当社は、平成28年1月1日付で、普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。

3:会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2012-Ⅰ新株予約権	2013-Ⅰ新株予約権
発行決議の日	平成24年４月17日	平成25年４月16日
新株予約権の数	200個	220個
保有人数 取締役（社外取締役を除く）	５名	5名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　20,000株 (1個あたり100株)	普通株式　22,000株 (1個あたり100株)
新株予約権の発行価格	292円(注)1	465円(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成24年5月8日～平成54年5月7日	平成25年5月8日～平成55年5月7日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

名称	2014-Ⅰ新株予約権	2015-Ⅰ新株予約権
発行決議の日	平成26年４月15日	平成27年５月23日
新株予約権の数	220個	220個
保有人数 取締役（社外取締役を除く）	５名	5名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　22,000株 (1個あたり100株)	普通株式22,000株 (1個あたり100株)
新株予約権の発行価格	471円(注)3	955円(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日～平成56年5月7日	平成27年6月19日～平成57年6月18日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(注) 1. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額１円と付与日における公正な評価単価291円を合算しております。
2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額１円と付与日における公正な評価単価464円を合算しております。
3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額１円と付与日における公正な評価単価470円を合算しております。
4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額１円と付与日における公正な評価単価954円を合算しております。

(2) 当事業年度中に当社執行役員、従業員及び子会社役員等に対して交付された新株予約権の内容の概要

名称	2015-Ⅰ新株予約権
発行決議の日	平成27年５月23日
新株予約権の数	300個
交付人数 　当社執行役員 　当社の子会社役員等	 2名 12名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式30,000株 （１個あたり100株）
新株予約権の発行価格	955円（注）
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成27年６月19日～平成57年６月18日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

（注）発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額１円と付与日における公正な評価単価954円を合算しております。

4:会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高　嶋　　栄	代表取締役社長 グループＣＥＯ	株式会社船井総合研究所 代表取締役社長　社長執行役員
大　野　　潔	取締役 専務執行役員 コーポレート･コミュニケーション室室長	
五十棲　剛　史	取締役 常務執行役員 事業開発本部本部長	
小　野　達　郎	取締役 常務執行役員 人財開発本部本部長	
奥　村　隆　久	取締役 執行役員　経営管理本部本部長 兼内部統制室室長	株式会社船井総合研究所　監査役
炭　谷　太　郎	取締役	一般社団法人交詢社　常務理事
百　村　正　宏	常勤監査役	株式会社船井総合研究所　監査役
中　尾　篤　史	監査役	ＣＳアカウンティング株式会社 専務取締役
小　林　章　博	監査役	弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所　代表

(注) 1. 炭谷太郎氏は、社外取締役であります。
2. 中尾篤史氏及び小林章博氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役百村正宏氏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役炭谷太郎氏、社外監査役中尾篤史氏及び小林章博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当期中の取締役の異動
中谷貴之氏及び唐土新市郎氏は、平成27年3月28日開催の第45回定時株主総会をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報酬等の額
取　締　役	8名	146,295千円
監　査　役	3名	22,910千円
合　　計	11名	169,205千円

(注) 1. 上記取締役の支給人員には、平成27年３月28日開催の第45回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年３月25日開催の第36回定時株主総会において年額400,000千円以内(但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。)と決議いたしております。また、平成24年３月24日開催の第42回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、報酬限度額である年額400,000千円の枠内において、年額20,000千円以内(但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。)で付与することを決議いたしております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和63年３月20日開催の第18回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いたしております。
4. 上記報酬等の額のうち、社外役員に対する報酬額は３名で13,350千円であります。
5. 上記報酬等の額には、当社取締役(社外取締役を除く。)に対してストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額11,400千円を含んでおります。

(3)社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役炭谷太郎氏は一般社団法人交詢社の常務理事であります。なお、当社と一般社団法人交詢社との間には特別な関係はありません。

監査役中尾篤史氏はCSアカウンティング株式会社の専務取締役であります。なお、当社とCSアカウンティング株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役小林章博氏は弁護士法人中央総合法律事務所の京都事務所の代表であります。なお、当社と弁護士法人中央総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

③主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	炭　谷　　太　郎	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に金融機関出身者及び企業経営者としての見地から発言を行っております。
監査役	中　尾　　篤　史	当事業年度開催の取締役会18回全て、監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	小　林　　章　博	当事業年度開催の取締役会18回全て、監査役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

5:会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

16,500千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合もしくは企業会計審議会が定める監査基準等に照らして不適切な会計監査を行っており、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案として決定いたします。

6:会社の体制及び方針

当社グループは「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念と「仕事を通じて、人と企業を幸せにする　常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」というグループビジョンを当社グループの役員、従業員によって具現化するべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備・維持します。これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保します。

(1)業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にします。

イ. 当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用、指導できるよう内部統制室を当社内に設置しています。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を行います。

ウ. 取締役は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

エ. 違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため、「グループホットライン規程」を制定し、当社グループに従事する者からの「ホットライン」を整備するなどコンプライアンス体制の充実に努めています。

オ. 当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨みます。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

イ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「グループ職務権限基準」を制定します。

ウ. 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。

エ. 当社グループの事業活動の連携と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議します。

オ. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期した業績目標の達成を図ります。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存します。

イ. 情報の保護については当社グループの共通として「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ります。

④損失のリスクの管理に関する規程その他の体制

ア. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。

イ. 当社グループの損失のリスクの管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化します。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有します。

イ. 経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社に取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループ経営会議」を開催します。

ウ. グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査役、会計監査人による監査に加えて内部監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。

エ. グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ経営管理規程」を制定します。

オ. グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正の確保に必要なときは、「グループ職務権限基準」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備します。

カ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別の業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア. 取締役は、監査役の求めがあれば、従業員を監査役の職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査室を設置することとします。

イ. 監査役補助者は、監査役の職務の補助に専従するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 監査役は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行います。

イ. 監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、「ホットライン」に寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人に迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備しています。

ウ. 監査役に対して、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査役は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施します。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査役は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めます。

イ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査役が出席する「経営会議」を月1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

①内部監査

当社の内部統制システムの運用の適正性について、内部監査室が当社及びグループ会社の監査を実施し、監査の結果を当社代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。なお、内部監査室は、監査役会及び会計監査人と必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなどの連携を強め、内部監査機能の充実を図っております。

②コンプライアンス

違法行為、社会規範や企業倫理に反する行使を防止・是正するために「ホットライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益な取扱いを受けないよう社内規程で定めております。さらに当社グループの役員、従業員におけるコンプライアンス意識を高めるために、専門家による研修やeラーニングを実施しております。

また、反社会的勢力の排除に向けた取組みとして、「グループコンプライアンス規程」において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを規定し、行動指針に定められた行動をとることを入社時に誓約し、その他に取引開始時における与信管理の徹底、早期情報把握に努め反社会的勢力との関係を遮断しております。

③リスクマネジメント

当社グループは、リスク管理を行う全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置しており、各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、2ヶ月に1回及び臨時に開催し、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討、実施しております。

さらに、当社グループの役員、従業員を対象に災害時における対応方法及び連絡先を記載した「携帯連絡カード」を配布し、有事の際のリスクの最小化に努めております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**11,213,172**
現金及び預金	7,125,584
受取手形及び売掛金	1,707,206
有価証券	1,301,406
仕掛品	96,300
原材料及び貯蔵品	6,428
その他の流動資産	1,007,522
貸倒引当金	△31,276
固定資産	**11,046,887**
有形固定資産	**6,046,034**
建物及び構築物	1,355,614
土地	4,610,713
リース資産	21,228
その他の有形固定資産	58,476
無形固定資産	**918,676**
借地権	322,400
ソフトウエア	333,371
のれん	247,142
その他の無形固定資産	15,762
投資その他の資産	**4,082,176**
投資有価証券	3,181,564
退職給付に係る資産	511,859
その他の投資	399,418
貸倒引当金	△10,665
資産合計	**22,260,059**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**3,246,026**
支払手形及び買掛金	264,728
短期借入金	100,000
1年内償還予定の社債	100,000
リース債務	9,181
未払法人税等	1,072,787
その他の流動負債	1,699,328
固定負債	**796,937**
社債	500,000
リース債務	13,408
繰延税金負債	185,778
その他の固定負債	97,749
負債合計	**4,042,963**
(純資産の部)	
株主資本	**18,032,575**
資本金	**3,125,231**
資本剰余金	**2,946,634**
利益剰余金	**13,021,753**
自己株式	**△1,061,044**
その他の包括利益累計額	**74,483**
その他有価証券評価差額金	181,173
為替換算調整勘定	14,864
退職給付に係る調整累計額	△121,553
新株予約権	**110,037**
純資産合計	**18,217,095**
負債・純資産合計	**22,260,059**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**14,717,741**
売上原価		**9,625,278**
売上総利益		**5,092,462**
販売費及び一般管理費		**1,595,451**
営業利益		**3,497,010**
営業外収益		
受取利息	8,969	
受取配当金	13,122	
投資有価証券売却益	42,043	
保険配当金	23,164	
還付消費税等	141,511	
その他の営業外収益	34,209	263,021
営業外費用		
支払利息	7,269	
投資有価証券評価損	4,044	
社債発行費	10,141	
投資事業組合管理費	8,470	
寄付金	30,000	
その他の営業外費用	8,814	68,741
経常利益		**3,691,290**
特別利益		
固定資産売却益	799	
投資有価証券売却益	66	
新株予約権戻入益	117	982
特別損失		
固定資産売却損	29,525	
固定資産除却損	32,740	
投資有価証券評価損	1,093	
減損損失	12,203	75,563
税金等調整前当期純利益		**3,616,710**
法人税、住民税及び事業税	1,314,678	
法人税等調整額	△124,409	1,190,269
少数株主損益調整前当期純利益		**2,426,440**
当期純利益		**2,426,440**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**3,125,231**	**2,946,634**	**11,578,698**	**△1,070,362**	**16,580,202**
会計方針の変更による累積的影響額			62,151		62,151
会計方針の変更を反映した当期首残高	**3,125,231**	**2,946,634**	**11,640,850**	**△1,070,362**	**16,642,354**
当期変動額					
剰余金の配当			△903,363		△903,363
当期純利益			2,426,440		2,426,440
自己株式の取得				△266,624	△266,624
自己株式の処分		10,102		123,665	133,767
自己株式の消却		△10,102	△142,174	152,276	−
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	−	−	**1,380,903**	**9,317**	**1,390,220**
当期末残高	**3,125,231**	**2,946,634**	**13,021,753**	**△1,061,044**	**18,032,575**

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**99,650**	**15,447**	**△126,831**	**△11,732**	**85,325**	**16,653,794**
会計方針の変更による累積的影響額						62,151
会計方針の変更を反映した当期首残高	**99,650**	**15,447**	**△126,831**	**△11,732**	**85,325**	**16,715,946**
当期変動額						
剰余金の配当						△903,363
当期純利益						2,426,440
自己株式の取得						△266,624
自己株式の処分						133,767
自己株式の消却						−
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81,522	△583	5,277	86,216	24,712	110,928
当期変動額合計	**81,522**	**△583**	**5,277**	**86,216**	**24,712**	**1,501,149**
当期末残高	**181,173**	**14,864**	**△121,553**	**74,483**	**110,037**	**18,217,095**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**5,082,725**
現金及び預金	2,840,985
売掛金	161,713
有価証券	1,301,406
関係会社短期貸付金	121,240
その他の流動資産	657,379
固定資産	**12,057,082**
有形固定資産	**1,624,901**
建物	897,231
土地	686,632
その他の有形固定資産	41,037
無形固定資産	**333,558**
借地権	322,400
その他の無形固定資産	11,158
投資その他の資産	**10,098,622**
投資有価証券	3,181,564
関係会社株式	6,349,428
関係会社出資金	9,496
関係会社長期貸付金	294,700
その他の投資	263,433
資産合計	**17,139,808**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**762,299**
短期借入金	405,539
1年内償還予定の社債	100,000
未払法人税等	6,081
その他の流動負債	250,679
固定負債	**798,546**
社債	500,000
繰延税金負債	228,113
その他の固定負債	70,432
負債合計	**1,560,845**
（純資産の部）	
株主資本	**15,287,752**
資本金	**3,125,231**
資本剰余金	**2,946,634**
資本準備金	2,946,634
利益剰余金	**10,276,930**
利益準備金	168,818
その他利益剰余金	10,108,112
別途積立金	8,100,000
繰越利益剰余金	2,008,112
自己株式	**△1,061,044**
評価・換算差額等	**181,173**
その他有価証券評価差額金	181,173
新株予約権	**110,037**
純資産合計	**15,578,963**
負債･純資産合計	**17,139,808**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
営業収益		**2,003,508**
営業費用		**1,480,667**
営業利益		**522,841**
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,410	
その他の営業外収益	67,306	91,717
営業外費用		
支払利息	6,644	
その他の営業外費用	56,655	63,299
経常利益		**551,258**
特別利益		
固定資産売却益	760	
投資有価証券売却益	66	
新株予約権戻入益	117	943
特別損失		
固定資産除売却損	40,732	
減損損失	12,203	
投資有価証券評価損	1,093	
関係会社出資金評価損	20,503	74,532
税引前当期純利益		**477,669**
法人税、住民税及び事業税	10,480	
法人税等調整額	△54,966	△44,485
当期純利益		**522,155**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	**3,125,231**	**2,946,634**	**－**	**2,946,634**
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	**3,125,231**	**2,946,634**	**－**	**2,946,634**
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			10,102	10,102
自己株式の消却			△10,102	△10,102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	**－**	**－**	**－**	**－**
当期末残高	**3,125,231**	**2,946,634**	**－**	**2,946,634**

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**168,818**	**8,100,000**	**2,529,468**	**10,798,286**
会計方針の変更による累積的影響額			2,026	2,026
会計方針の変更を反映した当期首残高	**168,818**	**8,100,000**	**2,531,494**	**10,800,312**
当期変動額				
剰余金の配当			△903,363	△903,363
当期純利益			522,155	522,155
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却			△142,174	△142,174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	**－**	**－**	**△523,381**	**△523,381**
当期末残高	**168,818**	**8,100,000**	**2,008,112**	**10,276,930**

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**△1,070,362**	**15,799,790**	**99,650**	**99,650**	**85,325**	**15,984,766**
会計方針の変更による累積的影響額		2,026				2,026
会計方針の変更を反映した当期首残高	**△1,070,362**	**15,801,816**	**99,650**	**99,650**	**85,325**	**15,986,793**
当期変動額						
剰余金の配当		△903,363				△903,363
当期純利益		522,155				522,155
自己株式の取得	△266,624	△266,624				△266,624
自己株式の処分	123,665	133,767				133,767
自己株式の消却	152,276	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			81,522	81,522	24,712	106,234
当期変動額合計	**9,317**	**△514,064**	**81,522**	**81,522**	**24,712**	**△407,830**
当期末残高	**△1,061,044**	**15,287,752**	**181,173**	**181,173**	**110,037**	**15,578,963**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社　船井総研ホールディングス

取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　﨑　洋　文　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　南　方　得　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船井総研ホールディングスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社　船井総研ホールディングス

取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　﨑　洋　文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南　方　得　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船井総研ホールディングスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
   ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
   ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
   ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
   (1) 事業報告等の監査結果
   ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
   ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
   ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
   (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
   (3) 連結計算書類の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月15日

株式会社船井総研ホールディングス　監査役会
常勤監査役　百　村　正　宏　㊞
監　査　役　中　尾　篤　史　㊞
監　査　役　小　林　章　博　㊞

（注）監査役中尾篤史及び監査役小林章博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

メモ

メモ

株主メモ

≫事業年度

毎年1月1日から12月31日まで

≫定時株主総会

毎年3月

≫配当金支払株主確定日

期末配当金　毎年　12月31日
中間配当金　毎年　6月30日

≫単元株式数

100株

≫株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

≫同連絡先

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部▶電話：**0120-094-777**（通話料無料）

特別口座に記録された株式に関する各種お手続き用紙のご請求は、
次の三菱UFJ信託銀行株式会社の電話及びインターネットでも24時間承っております。

電話（通話料無料）	インターネットホームページ
0120-244-479（東京） **0120-684-479**（大阪）	http://www.tr.mufg.jp/daikou/

大阪本社

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10
TEL：06-6232-0010（代）

東京本社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-6
日本生命丸の内ビル21階　TEL：03-6212-2923（代）

≫公告方法

電子公告
当社ホームページ（**http://hd.funaisoken.co.jp/**）に掲載します。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

≫株主優待制度（平成27年12月31日現在）

<対象株主様>
毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様

<贈呈基準及び贈呈内容>
100株以上1,000株未満保有・・・・・・・・・ **Quoカード500円分**
1,000株以上5,000株未満保有・・・・・・・ **Quoカード1,000円分**
5,000株以上10,000株未満保有・・・・・ **Quoカード5,000円分**
10,000株以上保有・・・・・・・・・・・・・・・ **Quoカード10,000円分**



http://hd.funaisoken.co.jp/

過去のIR情報もこちらからご覧いただけます。

船井総合研究所のホームページでは、セミナーや研究会、コンサルタントの経営コラムを提供しています。経営コラムには、無料のものと有料のものがございます。有料コラムにつきましては、船井総合研究所が運営しております、月額制会員サービス「FUNAI メンバーズ Plus」に入会していただきますとご覧いただけます。3ヶ月間無料お試し入会も可能ですので、ぜひご利用ください。

船井総研　検索

株主総会会場ご案内図

大阪市北区梅田３丁目１番１号　ホテルグランヴィア大阪20Ｆ　名庭（なにわ）の間
ＴＥＬ　06－6344－1235（代表）





ＪＲ大阪駅からのアクセス



交通のご案内

ＪＲ大阪駅　中央改札口出て右手すぐ

Funai Soken Holdings Inc.

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。